

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第16条第4項に規定する者は、その定める方法による。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則<u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則<u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。<u>ただし、法第16条第4項に規定する者は、その定める方法による。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令<u>第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令<u>第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を</p>	<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を</p>

現行	改正案
<p>他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令<u>第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令<u>第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>